

大磯町指定ごみ袋の緊急措置について

昨今の中東情勢の影響から指定ごみ袋の購入が集中したため、一部店舗において指定ごみ袋が品切れとなっています。そのため、緊急措置として、指定ごみ袋以外でもごみを出せるようにします。

■対象：可燃ごみ

■期間：令和8年5月22日（金）～令和8年6月30日（火）

※指定ごみ袋が用意できる場合には指定ごみ袋をご使用ください。

○ごみ集積所に出せるごみ袋

×ごみ集積所に出せないごみ袋



- ・「可燃」と記入してください。
- ・ビニール製かつ透明または半透明で中身の見える袋
- ・サイズの上限は45ℓまで
- ・中身が密閉されるよう口を縛ってください。



- ・黒色など中身の見えない色付きの袋
- ・中のごみのはみ出る・水分などが染みるもの（段ボール箱・紙袋など）
- ・口を縛れない袋
- ・他自治体指定のごみ袋

指定ごみ袋は、現在安定的な製造・供給ができております。
買い占め等はお控えいただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】 大磯町環境課 廃棄物係 0463-72-4438（土・日・祝日を除く）